

平成30年度の図柄が決定!
市民活動応援券



- 平成30年度「市民活動応援券(応援券)」は、下地を橙色に変更して発行しました。
- 有効期間は、平成30年4月1日～平成31年3月31日の1年間です。
- 応援券は、市から地域まちづくり協議会へ交付します。
- 市民の皆さんは、地域まちづくり協議会の事業(文化祭、敬老会、三世代交流など)に参加するなどして、応援券を取得することができます。
- 地域まちづくり協議会がどの事業(行事など)で応援券を配付するかは、地域まちづくり協議会によって異なります。

取得した応援券の使い方

1. 応援券で登録団体から
さまざまなサービスを受けることができます

個人では、なかなか枚数が集まりませんが、グループで集めていただき、「市民活動応援制度冊子」に掲載の登録団体(提供先が「個人」と記載の登録団体に限る)に連絡をして、教室の開催、演奏などを依頼することができます。

※個人でも応援券を5枚集めれば利用できるサービスもあります。



2. 市民同士で自由に使用することができるため、
必要としている人にあげることもできます

3. 冊子に掲載されている登録団体へ
寄附することができます

【寄附方法】

- ①登録団体への直接寄附
- ②寄附ボックスへの投函
(市民協働センター「みらい」に常設)
- ③寄附ボードへの投函
(設置依頼のあった地域まちづくり協議会の行事などで臨時に設置することがあります)

※市民の方は個人で応援券をお金に換えることはできません。
上記の3つの方法でお礼や寄附にご使用ください。

平成30年度
市民活動応援制度冊子が
できました



平成30年度の市民活動応援制度の登録団体を「市民活動応援制度冊子」で紹介しています。

冊子は、以下の市の施設などに配置していますので、ご覧ください。

- 各地区コミュニティセンター
- 市役所本庁舎
- 関支所
- あいあい
- 林業総合センター
- 市民協働センター「みらい」

※冊子を希望する人は、まちづくり協働課市民協働グループ(市役所1階)でお渡しします。

問合せ先

まちづくり協働課
市民協働グループ(☎84-5008)